

学校法人菅原学園
総合システムセキュリティ基本規程

学校法人 菅原学園

令和7年4月1日（制定）

令和7年4月1日（発行）

（第1版）

承認	作成
	
令和7年3月24日	令和7年3月24日

学校法人菅原学園総合システムセキュリティ基本規程

（目的）

第1条 学校法人菅原学園総合システムセキュリティ基本規程（以下「本基本規程」と呼ぶ。）は、学校法人菅原学園（以下「本法人」という。）における情報資産を盗難、改ざん、破壊、漏洩行為から防ぎ、その安全性、機密性及び可用性を保証するための最も基本的かつ最上位に位置づけられる規範である。本基本規程は、セキュリティ保護を通じ情報システムの円滑な運営の確保を図り、また教職員（再任用職員、嘱託職員、パートタイム職員、契約職員、非常勤職員）を含む。以下同じ。）、学生、卒業生等の個人情報及び就職先企業等の情報の機密保護を目的とするものである。

（適用範囲）

第2条 本基本規程は、本法人が所有または管理するデータ、情報、コンピュータシステム（クラウドシステムも含む。）に適用される。

（適用者）

第3条 本基本規程は、本法人の情報資産を利用する全ての利用者に対し適用する。ただし、セキュリティ対策の内容によって適用者が異なるため、以下に適用者の分類を示す。

- （1） 本法人の役員
- （2） 本法人の教職員
- （3） 非常勤教員・非常勤講師
- （4） 本法人の設置する学校の学生（以下「学生」という。）

（責任）

第4条 本基本規程の適用者は前条の分類に応じ、以下の責任を有する。

- （1） 役員
役員は、本基本規程の趣旨を深く理解し、率先して総合システムセキュリティマネジメントを推進しなければならない。
- （2） 教職員・非常勤教員・非常勤講師
本法人の情報資産を利用する教職員、非常勤教員及び非常勤講師は、本基本規程を始めとする『学校法人菅原学園情報セキュリティ対策基準』（総務－４７－１）（以下「対策基準」という。）や規範を遵守し、各自の業務を遂行すると同時に情報保護に努めなければならない。
- （3） 学生
学生が本法人の情報、コンピュータシステムを利用する場合は、利用に関する各種規程のほか、教職員の指示に従い、その利用目的に沿った利用を行わなければならない。

（管理組織体制）

第5条 本法人総合システムを円滑に運用し、かつ、セキュリティの管理のため、組織体制を次のとおり置く。

（1）システムセキュリティ管理担当者会

法人本部管理会計部システム管理課（以下「システム管理課」という。）及び至誠館大学事務局総務課内に『システムセキュリティ管理担当者会』を置き、システムセキュリティ責任者及び所属職員ならびに各部署のシステムセキュリティ管理担当者を以って構成する。システムセキュリティ管理担当者会は、対策基準の更新の必要性を認識した場合、その対策基準の更新について提案することができる。

（2）前号にかかわらず、至誠館大学においては『大学情報教育センター管理運営委員会』をもって充て、前号の『システムセキュリティ管理担当者会』の役割を担うものとする。

（3）システム管理担当部署

システム管理担当部署（「システム管理課」及び「大学情報教育センター管理運営委員会」をいう。）は、本法人総合システムの情報資産の管理責任を有し、本法人の関係するセキュリティ情報収集を行い、本法人内のセキュリティ対策に反映する。また、教職員・学生から収集した情報等を、必要に応じてシステムセキュリティ管理担当者と定期・不定期にシステムセキュリティ管理担当者会等を以って協議し、対策（方針も含）を講じ、対策事項の実施及びその推進する部門とする。

（4）システムセキュリティ責任者

『システムセキュリティ責任者』は、システム管理課課長及び大学情報教育センター管理運営委員会委員長とし、システムセキュリティ管理担当者の作業、指示、管理を行い、セキュリティ対策の管理責任者となる。

（5）システムセキュリティ管理担当者

本法人の設置する各学校等に各1名以上2名以内の『システムセキュリティ管理担当者』を置く。システムセキュリティ責任者より与えられた各学校等の管理作業の範囲内において管理責任を有し、セキュリティ対策を実施する責任者となる。

（6）前号にかかわらず、至誠館大学においては大学情報教育センター管理運営委員会委員長が『システムセキュリティ管理担当者』の役割を担うものとする。

（情報セキュリティ対策の基準）

第6条 情報セキュリティ対策の基準については基本項目ごとに「対策基準」に定める。

（罰則）

第7条 本基本規程を始めとする情報セキュリティ対策の基準や規範の遵守事項に違反した者は、その違反内容により、就業規則もしくは学則に従った処分をすることができる。

（改廃）

第８条 この規程の改廃は、理事会が行う。

（附則）

1. この規程は、令和７年４月１日から施行する。
2. この規程制定に伴い、総合システムセキュリティ基本規程（平成１７年７月１日制定）は廃止する。

制定 令和７年 ４月 １日